

労働安全衛生法に基づく

粉じん作業特別教育のご案内

会員特典有

江南労働基準協会

所在地：江南市木賀東町新塚 220-1

電話：0587-55-2341

FAX：0587-55-6125

労働安全衛生法第59条第3項（粉じん障害予防規則第22条）において、常時特定粉じん作業に労働者を就かせるときには、法令で定めた特別教育を実施しなければならないと規定されています。当協会では、今般、下記により特別教育を実施しますので、屋内において研削盤等を用いて金属等の研磨作業を行わせている労働者には、この機会に受講されますようご案内いたします。

記

1 日時（1日講習）

	開催日	会場	備考
令和6年度 第1回	5月27日（月）	Home & nico ホール （江南市民文化会館）	
第2回	9月18日（水）	Home & nico ホール （江南市民文化会館）	
第3回	1月 日（水）	Home & nico ホール （江南市民文化会館）	

講習時間 9時30分～15時30分（受付9：10～）

会場 Home&nico ホール（江南市民文化会館）Tel0587-55-2321

江南市北野町川石 25-1

2 教育内容

	研修内容	時間
学科	I 粉じんに発散防止及び作業場の換気の方法	1
	II 作業場の管理	1
	III 呼吸用保護具の使用の方法	0.5
	IV 粉じんに係る疾病及び健康管理	1
	V 関係法令	1
合計		4.5

ご希望の方には防じんマスクのフィットテストを行います。

